

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
エチオピア	エチオピア連邦民主共和国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	500,000千円 -----	2021.1.26 アズアイヌ アベバで (同日)	日本側 伊藤燕子在エチオピア大使 エチオピア側 ヤスミン・ウハングラビ財務担当國務大臣	2021.2.12 50号
エチオピア	食糧援助に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	300,000千円 -----	2021.7.27 アズアイヌ アベバで (同日)	日本側 伊藤燕子在エチオピア大使 エチオピア側 ヤスミン・ウハングラビ財務担当國務大臣	2021.8.11 269号

無償資金協力取極の修正に関する取極

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	修 正 の 内 容	署名日 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
エチオピア	バハルダール市上水道整備計画のための贈与に関する平成二十九年八月十一日付け取極の修正に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の交換公文	贈与の限度額を「2,072,000千円」に改める。	2021.3.22 アズアイヌ アベバで (同日)	日本側 伊藤燕子在エチオピア大使 エチオピア側 ヤスミン・ウハングラビ財務担当國務大臣	2021.4.6 119号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。